記　者　発　表　資　料
令和７年３月28日
疾病・感染症対策課感染症対策第一班
担当：渥美・鈴木・久家
電話：022-211-2632

令和７年度からの感染症発生動向調査事業に関する変更点について

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき感染症発生動向調査を実施し、毎週木曜日に感染症患者数等を公表しておりますが、令和７年度から下記の変更がありますので、お知らせいたします。

１　主な変更点

（１）急性呼吸器感染症（ARI）の五類感染症（定点）への追加

ア　急性呼吸器感染症（ARI）の症例定義

咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか１つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例。　※発熱の有無は問わない。

イ　追加の目的

これまで把握されていなかった急性呼吸器感染症全体としての発生状況（母数）を把握し、未知の病原体による急性呼吸器感染症の流行を探知すること。

参考：週報への掲載イメージ

宮城県感染症発生動向調査情報
2025.4.7 ～ 2025.4.13 － 第15週 －

令和07年04月17日発行

1. 集計

上段は患者発生数、下段は定点当たり

疾　病		保　健　所					仙台市	宮 城 県（含む仙台市）	
		仙南	塩釜	大崎	石巻	気仙沼		患者数	累計
急性呼吸器感染症定点	急性呼吸器感染症*								
	インフルエンザ								
	新型コロナウイルス感染症								

（２）小児科定点医療機関数及び内科定点医療機関数の変更

現在、全国で約5,000か所指定されているが、令和７年度から算定基準が変更され、約3,000か所となる。算定基準を本県に当てはめると、令和７年度から55か所（現在91か所）となる。

２　定点医療機関数の変更による警報・注意報の取扱いについて

令和６年度まで国が設けていた警報開始/継続基準及び注意報開始基準は、数年分の過去の実績から保健所単位で考えられたものであるが、令和７年度から定点医療機関数変更により、当面の間、基準を定めることが出来なくなると厚生労働省から示された。

そのため、国から明確な方針や基準が示されるまでは、令和６年度までに使用していた警報開始/継続基準値及び注意報開始基準値については参考値とし、全国的な動向や県内・各保健所での増加状況等を総合的に勘案して注意喚起を行うものとする。（イメージは裏面のとおり）

３　制度変更のタイミング

令和７年第15週※（４月７日から４月13日まで）から　※週報公表日：令和７年４月17日

（参考）注意喚起公表資料イメージ

宮城県
Miyagi Prefectural Government

記　者　発　表　資　料
令和 6 年 12 月 26 日
疾病・感染症対策課感染症対策第一班
担当：中嶋・鈴木
電話：022-211-2632

インフルエンザの警報発表について

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 6 年第 51 週（12/16～12/22）において、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が警報開始基準値を超えました。

今後、年末年始を控え、外出や大人数で集まる機会が増えることにより、更なる感染者数の増加が予測されます。感染拡大を予防するため、咳エチケットや換気、手洗いなどの基本的感染対策の徹底をお願いします。

宮城県
Miyagi Prefectural Government

記　者　発　表　資　料
令和 7 年〇〇月〇〇日
疾病・感染症対策課感染症対策第二班
担当：□□・□□
電話：×××-×××-××××

インフルエンザの患者数増加に伴う注意喚起について

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 7 年第〇週（〇/〇～〇/〇）において、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が令和 6 年度まで運用していた警報開始基準値（30）を超える値になるなど増加しています。

今後、年末年始を控え、外出や大人数で集まる機会が増えることにより、更なる感染者数の増加が予測されます。感染拡大を予防するため、咳エチケットや換気、手洗いなどの基本的感染対策の徹底をお願いします。